

学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年八月三十日

徳島県人事委員会委員長

森

俊

明

学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の給料等の支給に関する規則（規則六（二四）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項第二号を次のように改める。

二 育児休業法第二条の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間については、その二分の一の期間

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下であるもの

ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下であるもの

第十九条第二項第六号中「第二十五条第二項第六号」を「第二十五条第二項第七号」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 大学院修学休業をしている職員として在職した期間については、その二分の一の期間

第二十五条第二項第二号を次のように改める。

二 育児休業法第二条の規定により育児休業（第十九条第二項第二号イ及びロに掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間

第二十五条第二項第十三号を第十四号とし、第三号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 大学院修学休業をしている職員として在職した期間

附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。